

USPTO、海外からの商標出願に対して「米国弁護士に代理されなければならない」 との要件を課す案を公表

2019年3月18日
JETRO NY 知的財産部
柳澤、笠原

米国特許商標庁（USPTO）は2月15日付官報¹で、連邦規則を改正し、「法的永住権または主要な事業所を米国外に有する商標出願人、商標登録者または手続当事者に対して「米国弁護士の資格を有する者に代理されなければならない」との要件を課す案を公表した。

この案は、米国連邦法や規則に沿わない海外（特に中国）からの不適切な商標出願が増加していることを受けて公表されたもの。

規則改正に向けた具体的なスケジュールは現時点では不明。

（以上）

¹ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2019-02-15/pdf/2019-02154.pdf>